

のため日夜努力されている先生に、中基法（中小企業基本法）について御意見をお伺いしたい。

豊田 この問題は、われわれが今までに主張し、努力してきたもの、総決算などいろいろなものであります。

一面においては農基法（農業基本法）が、他面においては大企業が貿易自由化と所得増計画の推進によって漸次マンモス化し、中小企業との格差が益々大きくなつて、このまま放棄できない状態になってきたのと相俟って、中基法の重要性がクローズアップしてきたわ

けです。

この中基法については、社会党も民社党も案を出し、われわれ日中連（日本中小企業団体連盟）をはじめその他の中小企業団体からもそれを提案を出していますが、自民党としてもそれは政府案として出すべきでなければ議員立法確立すべきだと思っています。

中小企業基本法論議

國民平等の原則

社とのバランスもとれてくるので、更に不平等の例としましては、下請が親会社から手形を貰う場合に、貰う迄にすでに一ヶ月位はかかる良い方で、ひどいのは八ヵ月から九ヵ月位のものもある、しかも金利負担は中小企業が負わなくてなりません。一方、中小企業が原材料を大企業から買う場合には、大抵は現金払で、手形でも良いということになると金利は手形額面に入れると、金利は手形を貰う場合に、金利を負担しています。

豊田 もう一つの問題は、憲法に「農業は自由である。しかし、更に生活必需品の買入れまで特別措置法の如く、利益が大きく積立が充分できるような大企業には税金が安くなるような仕組みになっていますが、中小企業会社では絵に画いた半夕飯という形態がある。農業には事業税はかかるが、中小企業にはかけられる。また、風水害には農業共済保険制度があつてその損害をカバーするが、何等そういう制度がありますが、中小企業については、百貨店のターミナルへの進出や生活協同組合、購買会、共済会、スマートカードの進出など、中小企業の営業権の浸透が非常に問題になつてきています。

(前頁より)
▽経営者が行う労働教育の必要性
について

新 有 限 会 社 阿 部 機 械 工 業 所
計 報

▽人間関係管理のすすめ方
▽労働組合名簿
▽アラスカより北欧の旅
▽中小企業新報(中小企業輸出振興
業店)に三百十九行を指定、その他

▽中小企業と労働問題(経営者の
三種、その他)
▽中小企業だより(福祉事業団代
記)に新しく加入されましたので、御
紹介申上ます。

丹羽はな刀自 三和鋼機株 式会社(穂谷四ノ三六九)代表者
丹羽常一氏御令室丹羽はな刀自は
伊東國立病院にて御逝去されまし
たので、ここに謹んで御通知申上
げますと共に、衷心より御冥福を
お祈り申上げます。